

令和5年度PTA総会議案書

芦部小学校PTA
本部役員会

PTA総会

(日 時) 4月23日(日)

午前9時開会

▼総 会 午前9時00分～9時40分(体育館)

▼オール委員会 午前11時30分～12時00分
安全：図書館 保体：家庭科室 文化：英語教室
広報：調べ学習室 会計：校長室

▼運営委員会 午前12時00分～12時30分

(場 所) 本校 体育館

(案 件)

- ① 令和4年度活動報告
- ② 令和4年度PTA会計決算報告及び会計監査報告
- ③ 令和5年度役員選出についての経過報告
- ④ 令和5年度PTA会計予算案

▽新役員の挨拶

※総会・参観終了後、体育館にてオール委員会を開催し、令和5年度の各専門委員会の活動計画について話し合います。
新年度の各委員さんのご出席を宜しくお願い申し上げます。

※この議案書は、総会にご持参ください。

令和4年度各専門委員会 活動報告及び反省

☆ [安全委員会]

(1) スクールゾーン指導：学校の通学路で車の進入を防ぐ

場所：ほか弁横、ファミリーマート横、芦部町交差点

5月 24日(火) 25日(水)

6月 14日(火) 15日(水)

11月 15日(火) 16日(水)

12月 6日(火) 7日(水)

(2) 「子ども110番の家」の旗の交換と1年間の御礼と継続のお願い。

- ・一年間の御礼・継続のお願いの連絡を行い、旗の傷み具合を電話で確認し、必要なら後日旗の交換に伺う。

(3) PTA 危険箇所調査（ドッジボール大会と同日）

日時 5月28日(土) 全員参加

- ・調査用紙を回収後、体育館前にて、地区毎にチェックし集計し、地図へ記入。
→先生へ提出

(4) 交通安全指導

R4年夏 8月25日、26日、29日の3日間

R5年春 4月10日、11日、12日の3日間 各地区で担当

☆ [保健体育委員会]

(1) 親子ドッジボール大会

- ・2022年5月29日(土)
- ・当日までに一度、臨時に保健体育委員会を行い、当日の流れ、役割分担、予想される問題点や注意点の把握、司会進行(委員長)についての確認を行った。
- ・当日は、感染症対策、熱中症対策、安全対策に気を付けて開催した。
- ・誘導時に間違いが生じてしまったが大きくトラブルには至らず。
- ・新年度始まってすぐのイベントであり、慣れない中での運営になることを考えると、もう少し事前打ち合わせなどの準備時間に見合った仕事量を考え直してもいいのではないかと。

(2) スポーツフェスティバル

- ・2022年10月1日(土)午前中
- ・事前打ち合わせ① 8月末 委員長、副委員長、職員
- ・事前打ち合わせ② 9月初め 保健体育委員、PTA役員、職員
- ・事前打ち合わせ③ 9月中旬 運営委員会中心にて
- ・確認事項はドッジボール大会とほぼ同じ

ほかの専門委員との連携が必要なので、事前打ち合わせは関係する部署が集まって行った方がうまくいくのではないかと。

☆ [成人教育委員会]

(1) 成人教育委員主催公演

高田志麻さんコンサート

(2) 成人教育講座(ハーバリウム講座)

令和4年10月22日(土)

7~8月頃に講座内容を決め講師の方と段取りをした。感染予防対策の為、人数は20組までとした。

仕上がった作品を市PTA作品展に出品した。

<反省・申し送り>

- ・次年度の成人教育委員主催の公演について
内容や主演者のスケジュールをおさえる為にも
12月ごろから話し合い、1月には確定できていたらよかった。
- ・ハーバリウム講座について
廊下でバイキング形式にした為、選びに行く時
どうしても密になってしまった。
- ・今年度は追加料金を払って2人以上でも参加できるオプションを取り入れてみました。

☆ [広報委員会]

広報紙「あしべ」を年二回（7月、12月）発行

- ・7月発行分→入学式・春の遠足・林間学校・先生紹介
- ・12月発行分→スポーツフェスティバル・修学旅行
（秋の遠足は、延期等で発行に間に合わず省略）

《活動報告》

- 4/28 広報委員の顔合わせ（全員）と広報誌 NO116 の今後のスケジュールについて
- 5/19 広報誌 NO116 発行について印刷会社と顔合わせ兼打ち合わせ（委員長・副委員長）
その後は LINE でのやりとり
- 8/29 校内作品展のお手伝い（2名）
- 9/26 スポーツフェスティバルの打ち合わせ（全員）
- 10/1 スポーツフェスティバル写真撮影（全員）
- 11/29 スポーツフェスティバルの写真選定（委員長・副委員長）

《反省・申し送り》

- ・広報誌の誤字脱字のチェックは念入りにする
- ・デジカメが古いので新しいものを購入予定
- ・価格高騰により印刷代も年間1万円くらい値上げ予定

☆ [学年委員会]

- 給食試食会のお手伝い 令和4年11月10日(木) (委員6名)
- げんきっ子受付当番 5回・委員各日2名(3回実施 6/11・12/10・1/21)
※悪天候の為、5/14・9/10中止
- 夏休み作品展受付及び巡視 8月26(金)29(月)30(火)3日間・計18名
- 市PTA作品展 11月12(土)13(日)2日間・計2名
- ふれあい祭り手伝い 令和4年11月3日(祝・木) (委員6名協力)
- 学校保健委員会 令和5年1月26日(木)・2名
- スポーツフェスティバル 駐輪場～裏門 保護者誘導(原則全員)

〈反省・申し送り〉

行事の実施が昨年・一昨年と比較して増えたので、委員としての活動が増えた。
給食試食会は、参加者5名と学年委員からも好評だった。

☆ [会計監査委員会]

- (1) 10月
前期会計監査(スポーツフェスティバルの日に実施)
- (2) 3月末もしくは4月初旬(予定)
年度末会計監査

※諸帳簿ならびに関係証票書類を監査した結果は、次年度 PTA 総会にて報告

<反省・申し送り>

昨年度までは、委員長・副委員長 2 名体制でしたが、今年度から委員長 1 名体制となり不安もありましたが、担当先生方のご協力もあり、問題なく遂行できました。

☆ [本部役員] (活動の一部)

- ・市 PTA 活動に参加 (会議、大会、広報誌づくりなど)
- ・PTA 規約改正、細則追加、臨時 PTA 総会開催など
- ・教室カーテンクリーニング
- ・新年度役員選出会議

2. その他

- ・令和 5 年度年間計画について

令和4年度 P T A会計 決算報告書

平素は、P T A活動発展のため格別ご支援、ご協力をいただきましてありがとうございます。

和泉市立芦部小学校P T A会長 小河優美

和泉市立芦部小学校P T A会計 川本ときわ

収入の部

項 目	予 算	決 算
前年度繰越金	634,717	634,717
P T A会費（児童分）	1,978,800	2,094,200
P T A会費（教職員分）	129,600	133,200
雑収入（参加費）	0	0
合 計	2,743,117	2,862,117

支出の部

項 目	予 算	決 算	残 金	備 考
1 企画委員会費	500,000	462,803	37,197	コピー用紙 プリンター
2 保健体育委員会費	60,000	11,080	48,920	運動会プログラム
3 安全委員会費	10,000	7,710	2,290	こども110番手紙郵送
4 広報委員会費	380,000	330,820	49,180	広報誌
5 学級委員会費	15,000	0	15,000	
6 成人教育委員会費	300,000	223,770	76,230	成人教育講座謝金
7 入学・卒業対策費	300,000	279,592	20,408	入学式花代 お祝いノート 卒業式記念品
8 P T A安全会	50,000	48,060	1,940	安全会費
9 P T A負担金	50,000	38,160	11,840	和泉市PTA協議会負担金
10 慶弔費	10,000	0	10,000	
11 学校行事費	200,000	177,698	22,302	運動会参加賞
12 学習助成費	500,000	487,457	12,543	プリントフリーインク代等
13 保全費	150,000	126,016	23,984	ワックス ビニールシート等
14 研究補助費	100,000	92,500	7,500	講師謝礼
15 大会派遣奨励費	10,000	0	10,000	
16 来客接待費	10,000	0	10,000	
17 予備費	98,117	79,200	18,917	リソナー複合機インク
合 計	2,743,117	2,364,866	通帳残高	497,251
決算差引	2,862,117	497,251		

監査の結果、諸帳簿共に厳正であることを認めます。

令和5年3月27日

和泉市立芦部小学校P T A会計監査委員長 安藤良子

和泉市立芦部小学校令和4年度PTA本部役員・運営・専門委員名簿

【本部役員・企画運営委員】（9名）

	役職名	委員名		選出地区
1	会 長	小河 優美		東阪本
2	副 会 長	馬場 典之		東阪本
3	書 記	奥村 清澄		一条院
4	会 計	川本 ときわ		桑原
5	企画委員長	宮本 由紀子		観音寺
6	校長	金谷 一基		
7	教頭	小西 邦和		
8	書記補	小物 信子		
9	書記補	瀬口 裕巳		

【企画・運営委員】（11名）

	役職名	委員名		選出地区
1	安全委員長	松岡 眞由美		阪本
2	安全副委員長	甲斐 遥		弥生
3	保健体育委員長	赤松 綾子		一条院
4	保健体育副委員長	西村 友里加		桑原
5	成人教育委員長	永田 琴美		芦部
6	成人教育副委員長	岡崎 依里		東阪本
7	広報委員長	岸本 恵美		観音寺
8	広報副委員長	大野 温子		弥生 4
9	会計監査委員長	安藤 良子		弥生 4
10	学年委員長	岩田 千枝		
11	学年副委員長	三浦 宏美		
12	(会計監査次点)	(西川 祐加)		

専門委員名簿

【市PTA専門委員】（11名）

	役職名	委員名	年	組	児童氏名	選出地区
1	企画人権	小河 優美				
2	広報委員	馬場 典之				
3	書記	奥村 清澄				

【安全委員会】（12名）

	役職名	委員名		選出地区
1	安全委員長	松岡 眞由美		阪本
2	安全副委員長	甲斐 遥		弥生
3	安全委員	古殿 麻衣		一条院
4	安全委員	神谷 邦子		桑原
5	安全委員	田崎 朋子		芦部
6	安全委員	櫻井 由美子		弥生
7	安全委員	上間 ひとみ		観音寺
8	安全委員	横田 幸一		阪本
9	安全委員	藤原 早弥香		弥生4
10	安全委員	別府 美知子		弥生4
11	安全委員	佐藤 裕子		弥生4
12	安全委員	松山 麻紀子		東阪本
	学校担当責任者	阪本 伊作		
	学校職員	高田 裕実		
	学校職員	辻川 裕規		
	学校職員	山本 実果		
	学校職員	上村 凌		
	学校職員	野村 知行		

【保健体育委員会】（8名）

	役職名	委員名		選出地区
1	保健体育委員長	赤松 綾子		一条院
2	保健体育副委員長	西村 友里加		桑原
3	保健体育委員	河西 祐子		弥生
4	保健体育委員	藤原 孝代		観音寺
5	保健体育委員	奥村 征史		阪本
6	保健体育委員	松下 直子		弥生4
7	保健体育委員	春名 薫		弥生4
8	保健体育委員	瀬戸 桂子		東阪本

【広報委員会】（6名）

	役職名	委員名		選出地区
1	成人教育委員長	永田 琴美		芦部
2	成人教育副委員長	岡崎 依里		東阪本
3	成人教育	西野 那美		阪本
4	成人教育	上野 美紀		弥生 4
	学校担当責任者	梶原 夏海		
	学校職員	西川 洋美		
	学校職員	地福 適		
	学校職員	井上 祥実		
	学校職員	田仲 晴美		
	学校職員	樋川 繭美		

【広報委員会】（6名）

	役職名	委員名		選出地区
1	広報委員長	岸本 恵美		観音寺
2	広報副委員長	大野 温子		弥生 4
3	広報委員	田中 寿美		弥生
4	広報委員	西岡 佳代		観音寺
5	広報委員	着本 いづみ		阪本
6	広報委員	碓 優江		弥生 4
	学校担当責任者	宇野 拓治		
	学校職員	落水 直美		
	学校職員	松村 美津子		
	学校職員	山田 敦子		
	学校職員	瀬口 裕巳		
	学校職員	中本 あゆみ		

【会計監査委員会】（2名）

	役職名	委員名		選出地区
	会計監査委員長	安藤 良子		弥生 4
	教頭	小西 邦和		

【学年委員会】（38名）

	役職名	委員名		選出地区
1	学年委員	藤本 ころ		
2	学年委員	中川 麻美		
3	学年委員	鈴木 綾乃		
4	学年委員	緒方 聖子		
5	学年委員	田口 智貴		
6	学年委員	横田 民恵		
7	学年委員	松田 智子		
8	学年委員	源 知恵子		
9	学年委員	井口 裕美		
10	学年委員	岩田 千枝		
11	学年委員	松尾 瞳		
12	学年委員	三浦 宏美		
13	学年委員	森田 文子		
14	学年委員	肥爪 さやか		
15	学年委員	中野 味予		
16	学年委員	丸山 扶美		
17	学年委員	今 博史		
18	学年委員	藤井 かな子		
19	学年委員	柳川 亜沙子		
20	学年委員	前川 絵梨子		
21	学年委員	山口 涼子		
22	学年委員	畔柳 陽子		
23	学年委員	田中 寿美		
24	学年委員	山中 めぐみ		
25	学年委員	奥野 恭子		
26	学年委員	島崎 美貴		
27	学年委員	西川 早紀		
28	学年委員	阪田 絵美		
29	学年委員	富岡 綾子		
30	学年委員	古川 しのぶ		
31	学年委員	奥山 和美		
32	学年委員	別府 美知子		
33	学年委員	西村 依里		
34	学年委員	好本 清美		
35	学年委員	岡本 法子		
36	学年委員	宮田 直子		
37	学年委員	濱田 広美		
38	学年委員	和田 篤子		

令和5年度PTA本部役員の選出結果

(1) 役員選出の経過報告

- ① P T A 規約第 1 4 条「選考委員会」に基づき、選考委員会が、昨年 1 2 月に発足。
- ② 役員専門委員選出に関する細則に基づき、「役員・専門委員選出申請書」を会員に配布し、回収。
- ③ 「役員・専門委員選出申請書」をもとに、立候補以外の方を選考委員会で抽選し、就任を依頼した結果、下記の皆様にお引き受けいただきました。

(2) 選考委員会で承認された令和5年度の本部役員の方々

役職名	委員名	年・組
会 長	馬場 典之 様	3 - 1
副会長	宮本 由紀子様	1 - 1
副会長 (会計)	古下 真二 様	4 - 3
書 記	二川 裕佳 様	5 - 2
会 計	川本 ときわ様	2 - 1
企画委員長	朝野 由隆 様	5 - 4
代議員 (安全委員長)	佐々木 信志様	4 - 2
代議員 (保健体育委員長)	石田 雄士 様	4 - 2
代議員 (文化教育委員長)	藤原 志穂美様	4 - 2
代議員 (広報委員長)	山中 めぐみ様	4 - 3

*各専門委員会の委員長・副委員長並びに各専門委員会の委員について、次に記載します。

和泉市立芦部小学校令和5年度 PTA 本部役員・運営・専門委員名簿

【本部役員】

役職名	氏名
会長	馬場 典之
副会長	宮本 由紀子
副会長	古下 真二
書記	二川 裕佳
会計	川本 ときわ
企画委員長	朝野 由隆
代議員(安全委員長)	佐々木 信志
代議員(保健体育委員長)	石田 雄士
代議員(文化教育委員長)	藤原 志穂美
代議員(広報委員長)	山中 めぐみ
校長	金谷 一基
教頭	栗原 由紀
書記補	吉原 久貴
書記補	小物 信子

【運営委員】

役職名	氏名
会長	馬場 典之
副会長	宮本 由紀子
副会長	古下 真二
書記	二川 裕佳
会計	川本 ときわ
企画委員長	朝野 由隆
安全委員長	佐々木 信志
安全副委員長	松山 麻紀子
保健体育委員長	石田 雄士
保健体育副委員長	山本 尚
文化教育委員長	藤原 志穂美
文化教育副委員長	西原 佳子
広報委員長	山中 めぐみ
広報副委員長	着本 いづみ
校長	金谷 一基
教頭	栗原 由紀
書記補	吉原 久貴
書記補	小物 信子

専門委員名簿

【市PTA専門委員】

役職名	氏名
企画・人権委員	馬場 典之
広報委員	山中 めぐみ

【安全委員会】

役 職 名	氏 名
安全委員長	佐々木 信志
安全副委員長	松山 麻紀子
安全委員	中上 優子
安全委員	柳川 恵太
安全委員	岩本 恭子
安全委員	藤本 こころ
安全委員	藤井 雅之
学校職員	油野 毅
学校職員	小物 信子
学校職員	上村 凌
学校職員	藤森 弓恵
学校職員	山本 実果
学校職員	梅井 遥
学校職員	井上 祥実
学校職員	城山 一喜

【保健体育委員会】

役 職 名	氏 名
保健体育委員長	石田 雄士
保健体育副委員長	山本 尚
保健体育委員	古下 弘幸
保健体育委員	田之脇 紀人
保健体育委員	渡邊 雅美
保健体育委員	西山 麻衣
保健体育委員	出良 淑子
学校職員	大津 拓也
学校職員	杉山 友一
学校職員	宮岡 尚子
学校職員	辻林 小和子
学校職員	岩崎 生
学校職員	日外 典克
学校職員	阪上 真悟
学校職員	梶原 慎司

【文化教育委員会】

役 職 名	氏 名
文化教育委員長	藤原 志穂美
文化教育副委員長	西原 佳子
文化教育委員	藤井 明洋
文化教育委員	金海 真由美
文化教育委員	佐々木 織吏江
文化教育委員	斎藤 美登里
文化教育委員	倉松 良子
学校職員	梶原 夏海
学校職員	中本 あゆみ
学校職員	岩尾 恵
学校職員	西川 洋美
学校職員	原田 かおる
学校職員	山田 敦子
学校職員	樋川 繭美
学校職員	富尾 維久子

【広報委員会】

役 職 名	氏 名
広報委員長	山中 めぐみ
広報副委員長	着本 いづみ
広報委員長	紙谷 愛
広報委員長	岩橋 紗代子
広報委員長	佐藤 梨緒
広報委員長	肥爪 さやか
広報委員長	和田 ゆかり
学校職員	瀬口 裕巳
学校職員	坂本 昌之
学校職員	宇野 拓治
学校職員	高田 裕美
学校職員	松村 美津子
学校職員	辻川 裕規
学校職員	小藏 美恵子

令和5年度 P T A 会計 予算案

和泉市立芦部小学校

【 収入の部 】

項 目	予 算	備 考
前年度繰越金	497,251	
P T A 会費（児童分）	2,030,400	(300円×450名+200円×117名)×12か月
P T A 会費（教職員分）		300円×36名×12か月
雑収入		
合 計	2,527,651	

【 支出の部 】

項 目	予 算	備 考
1 企画委員会費	500,000	PTA用封筒 PTA作業用品 資料印刷消耗品 防災頭巾関連用品 等
2 保健体育委員会費	60,000	親子ドッジボール大会飲料代 運動会PTA競技参加賞
3 安全委員会費	10,000	保護者用名札
4 広報委員会費	380,000	PTA新聞
5 文化教育委員会費	300,000	文化教育講座謝金等
6 入学・卒業対策費	300,000	入学式・卒業式用品・お祝い品・舞台装飾品等
7 P T A 安全会	50,000	大阪府PTA安全会加入金
8 P T A 負担金	50,000	市P T A 負担金
9 慶弔費	10,000	
10 学校行事費	20,000	運動会用品等
11 学習助成費	50,000	更紙・印刷費等
12 保全費	15,000	修理用品材料等
13 研究補助費	100,000	
14 大会派遣奨励費	10,000	
15 来客接待費	10,000	来客用お茶等
16 予備費	662,651	拡大コピー機等
合 計	2,527,651	

各専門委員会の配置図（令和5年度）

安全委員会

委員長 佐々木 信志
副委員長 松山 麻紀子

(学校)

油野・小物・上村
藤森・高田・梅井
井上・城山

保健体育委員会

委員長 石田 雄士
副委員長 山本 尚

(学校)

大津・杉山・宮岡
辻林・岩崎・日外
阪上・梶原し

文化教育委員会

委員長 藤原 志穂美
副委員長 西原 佳子

(学校)

梶原な・中本・岩尾
西川・原田・山田
樋川・富尾

広報委員会

委員長 山中 めぐみ
副委員長 着本 いづみ

(学校)

瀬口・坂本・宇野
高田・松村・辻川
小藏

会計監査委員会

委員長 本部役員副会長

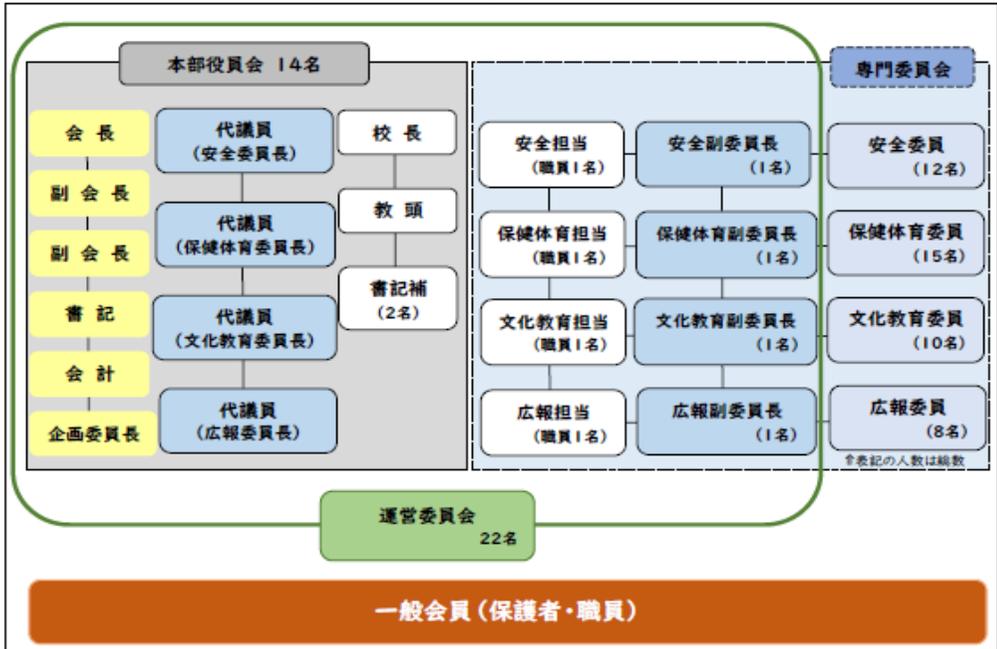
副委員長

(学校)

栗原教頭

PTA 活動

芦部小学校 PTA 組織図 (令和5年度～)



各委員の仕事

本部	会長	芦部小学校のリーダー
	副会長	会長補佐
	副会長	会計監査
	書記	庶務、議事の記録
	会計	収支を記録
	企画委員長	総会、役員会、運営委員会等の司会、選出委員長
専門委員	安全委員	危険箇所の把握、スクールゾーン指導等、児童の登下校の安全を図る
	保健体育委員	運動会、ドッジボール大会等の運営
	文化教育委員	児童、保護者向けのイベントを主催
	広報委員	PTA新聞の発行。写真撮影等を行う

【専門委員会について】

- (1) PTA規約第14条「選考委員会」に基づき、学年委員会を除く4つの委員会の正・副委員長及び専門委員会を有志で募集する。
- (2) 各専門委員長は代議員として本部役員を兼ねる。

【特別委員会】

特別な事業を遂行することを目的として設置される。

芦部小学校 P T A 弔慰規定

		金額	会 葬	弔 電
弔 事	保護者	1 万円 しきび又 は供花	参加できる限りでの ・本部役員 ・企画委員 ・職員 ・当該学年委員	参加できない 場合のみ ・学校 ・ P T A として弔電
	職 員			
	児 童			
災害	P T A 会 員 (職員を含む)	5 千円	災害による家屋の損害が半壊 以上の場合	
・ 事故	行事参加者 児 童	5 千円	P T A 行事及び学校行事の中 で事故に合った場合 ※但し、10 日以上入院時	
※ その他、特別な場合については本部役員で決定する。				

※上記の弔慰金及び見舞金は、P T A 本会計「慶弔費」より支出する。

※上記の弔慰金及び見舞金に関する返しについては、一切なしとする。

※香料等の学級内でのとりまとめは、一切しない。

和泉市立芦部小学校PTA規約

第1条 名称及び事務局

この会は、和泉市立芦部小学校PTAと称し、事務局を芦部小学校(以下 学校と称す)内に置く。

第2条 目的

この会は、家庭と学校及び地域社会とが一層親密になって、子どもの教育について責任を分かち合い、全児童の福祉の増進に努める事を目的とする。

第3条 事業

この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 児童の幸せを守るために、家庭と学校と社会の教育を発展させる。
2. 地域の社会教育活動を盛んにし、環境をよくする。
3. 会員が児童と共に良い社会を作るために学習を行うとともに、会員相互の修養研修・親睦を図る。
4. その他必要と認められる事業を行う。

第4条 会員の資格

芦部小学校に在籍する児童の保護者、並びに同校に勤務する教職員。

第5条 会の運営

保護者と教職員は総てに平等であつて、各々の立場を尊重し能力を出し合つて会を運営する。そのための根本的な方針を次のように決める。

1. 特定の政党・宗教にかたよることなく、又、それらの干渉支配を排除する。
2. 学校経営に干渉せず、又、学校や教育行政機関に隷属しない。
3. 教育・福祉・文化のために活動する諸団体と広く協力し合う。

第6条 会計

1. この会の経費は、会費及び寄付金をもって充てる。
2. この会費は、第1子300円、第1子以外200円を納入する事を原則とする。ただし、生活保護家庭その他役員会において認められたものについては免除する事ができる。
3. 会が一年間にどんなことを行うべきかを話し合つて決め、それに必要な予算を計上し、経費の額を決める。
4. 会の必要な事業のためにやむを得ず特別に費用を集める時は、運営委員会の承認を得て、1か月以上、前もつて会員に文書で知らせる。この費用は寄付金と同様特別会計とする。
5. この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
6. 決算は、会計年度後1か月以内に会計監査を経て総会の前日までに全会員に広報し、総会で報告し承認を得る。

第7条 役員及びその任期と任務

1. 会長(保護者の中から1名)
会長は、会を代表し会務を司り、総会・役員会・運営委員会・委員総会を招集する。
2. 副会長(保護者の中から2名)
副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある場合は代行する。
また、うち1名は会計監査委員を司り、金銭出納の適正を図り、これを監査し、総会に報告する。
3. 書記(保護者の中から1名、ただし、教職員より書記補1名を置く事ができる。) 書記は、会の庶務を司り、議事を記録し、会合の通知をする。
4. 会計(保護者の中から1名、ただし、教職員より会計補1名を置く事ができる。) 会計は、会の会計を司り、その収支を記録し、監査委員の監査を受けた後、総会に報告し、承認を得る。
5. 企画委員長は役員となり、総会・役員会・運営委員会・選考委員会等の司会をする。
6. 代議員(各専門委員長)は、会に出席し、議案の審議にあたる。
7. 役員の任期は、通常、総会から翌年の通常総会までの1か年とし、再任・重任を妨げない。

第8条 企画委員及び専門委員の任期と任務

1. 委員は、会員中より選出し、役員会の承認を得て会長が委嘱する。
2. 企画及び専門委員は、別に定める専門委員会に属し、それぞれの任務につく。また企画委員は運営委員会及び選考委員会を構成し、PTA活動の企画・運営に当たる。
3. 企画及び専門委員の任期は1か年とし、再任・重任を妨げない。

第9条 総会

1. 総会は、通常、年1回とし、年度初めに開く。また、必要に応じ臨時総会を開く事ができる。
2. 総会には、事業報告・決算報告・会計監査報告・事業計画・予算審議・その他重要事項を図り決議する。
3. 総会は、全会員の2分の1以上(委任状を含む)の出席で成立し、出席会員の過半数で議決する。
4. 運営委員会が必要と認めた場合、又は会員の10分の1以上の要求があった場合、会長は臨時総会を招集する。
5. 総会の日時・場所及び議案は、事前に通知されなければならない。
6. 総会は、原則として会議により開催し決議するが、事前に運営委員会が定める方法により、会議を開かず、書面または電子投票による議決権行使ができる。

第10条 集会

1. 総会以外に役員会・運営委員会・専門委員会・選考委員会・特別委員会を置く。
2. 集会は、会長又は委員長が必要に応じて招集する。

第11条 役員会

1. 役員会は、会長・副会長・書記(含書記補)・会計(含会計補)・企画委員長・代議員・校長・教頭をもって構成する。
2. 役員会は、総会・委員会等の議案を用意し、各集会より委任された事項を処理する。

第12条 運営委員会及び特別委員会

1. 運営委員会は、役員会構成人員と各専門委員会の副委員長、校長、教頭、担当の学校委員(教職員)をもって構成する。
2. 運営委員会は、総会に提出する議案・報告の作成・各委員会の計画審議及び各委員会より委任された事項を処理する。
3. 運営委員会は、必要に応じ委員・会員の出席を求めることができる。
4. 運営委員会は、特定の目的を遂行するために特別委員会を設置することができる。その構成員及び任務・期間については運営委員会で決定する。

第13条 専門委員会

この会には次の専門委員会を設ける。又必要に応じて特別委員会を設ける。

1. 保健体育委員会―――児童の保健に留意し、衛生環境の整備を図り、体位の向上に努める。
2. 文化教育委員会―――地域の社会教育の振興を図り、会員の研修に努める。
3. 安全委員会―――児童の登下校の安全を図り、交通事故防止に努める。
4. 広報委員会―――PTA新聞(あしべ)の発行及び広報活動を行う。

第14条 選考委員会

1. 次期役員ならびに専門委員の選出の管理および執行するために、選考委員会を10月末までに置く。
2. 選考委員は、本部役員・校長・教頭によって構成する。
3. 事務所は芦部小学校校内に置く。
4. 選考委員の任期は次期役員ならびに専門委員の決定までとする。
5. 役員、および専門委員の選出方法は細則に定める。

第15条 顧問

1. この会は、必要に応じて前年度会長を顧問として置くことができる。
2. 顧問は、本会の目的達成のために助言を行う。
3. 任期は1か年とする。
4. 顧問は、役員会が決定する。

第16条 表彰及び慶弔

1. 別紙慶弔規定に基づいて行う。
2. この規定は、運営委員会で改正する事ができる。

第17条

1. この会の規約の変更は、総会の出席者の3分の2以上の賛成を要する。
2. この規約以外の細則は、運営委員会の議決で決め、その結果を会員に知らせる。
3. この規約は昭和35年4月1日より実施する。
(昭和46年度・47年度・48年度・51年度・57年度・63年度・平成2年度・平成9年度・平成16年度・平成24年度・平成30年度、令和3年度、令和4年度の総会及び臨時総会において一部改正)

役員・専門委員選出に関する細則

第1条 選出方法

1. 立候補者を優先して選出する。
2. 立候補は、本部役員および専門委員の全ての役職で受け付ける。その際、子が複数人いる場合は、一番上の学年での立候補とする。
3. 立候補の受付は、新2・3・4・5年生の保護者を対象に「役員・専門委員選出申請書」を配布後、1週間とする。
なお、期限までに「役員・専門委員選出申請書」の提出がない場合は抽選の対象となる。
4. 立候補者多数の場合は、協議の上、抽選により決定する。
5. 立候補者がいない場合は、以下の方法により抽選する。
 - ①抽選は細則第1条第3項の「役員・専門委員選出申請書」をもとに11月に実施し、その案内は学校を通じて配布する。
 - ②役員抽選は教員および役員選出委員が立ち合いのもとに実施する。
 - ③当選した場合は、当選者で協議して本部役員、各専門委員に分かれる。
 - ④選出人数に達した時点で抽選は終了する。
 - ⑤「選出対象者になることに同意する」者が募集人数に満たない場合は、集まった人数で再分配し運営する。

第2条 免除規定

抽選で選出されることになった場合、以下の条件に当てはまる PTA 会員は選出から免除される。ただし、再任を妨げない。

なお、就業形態にかかわらず、仕事は免除理由とはならない。

- ①令和3年度以前の免除対象者
- ②本部役員および、専門委員長は来年度以降の選出を永年免除とする
- ③専門副委員長は来年度以降の選出より4年間免除とする
- ④委員長・副委員長以外の専門委員は来年度以降の選出より2年免除とする
- ⑤中学校の PTA 役員にすでに決まっている者
- ⑥病気療養中もしくは妊娠している者
- ⑦家庭に継続的な介助を要する者がいる
- ⑧その他、特別な事情があると選考委員会で認められた者

第3条 施行規則の改正

この施行規則は、運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

第4条 施行規則の施行

この施行規則は、令和4年 11 月5日より実施する。

芦部小学校 PTA 個人情報の取扱に関する細則

第1条 目的

この規程は、芦部小学校 PTA(以下「本会」という)が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第2条 責務

本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条 個人情報保護管理者

本会における個人情報の管理者は、PTA 会長とする。

第4条 個人情報取扱者

本会における個人情報の取扱者は、PTA 役員及び各委員とする。

第5条 秘密保持義務

個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条 個人情報の収集

本会は、個人情報を取得するときはあらかじめ個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。また、円滑な PTA 活動をおこなうために以下の情報を取得する。

1. 会員の氏名・連絡先(住所・電話番号・メールアドレス等)
2. 会員の子どもの氏名・クラス
3. 必要に応じ、会員や会員の子どもなどの写真を撮影すること(行事等)

第7条 個人情報の利用

取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

1. PTA会費の管理業務
2. 運営の連絡、文書の送付
3. 役員・委員・会員等の名簿の作成
4. 役員および委員等の選出
5. 広報誌、会報誌、本校ホームページへの写真の使用

第8条 利用目的による制限

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の利用目的の範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第9条 個人情報の管理

1. 個人情報データベースを電子機器等で保管する場合や持ち出す場合は、適切に管理するものとする。
2. 個人情報を含む書類については、施錠可能なところで管理する。また、個人情報を含む書類を持ち出す場合は、必要最小限にする。

第10条 保有個人情報の開示請求

本会は、本人から保有する個人情報の開示を求められたときは法令に沿ってこれに応じる。

第11条 保有個人情報の訂正または削除請求

本会は、本人から保有する個人情報の利用停止、追加、削除を求められたときは法令に沿ってこれに応じる。

第12条 廃棄

不要になった個人情報を含む電子データは、速やかに削除するものとする。

また、不要になった個人情報を含む書類は、裏紙利用はせず、管理者立会いのもとでシュレッダーによる切断など適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第13条 第三者への提供の制限

個人情報は、次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第14条 第三者からの提供

第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 対象者の同意の有無(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)
5. 第三者が個人情報を取得した経緯

第15条 取扱いの周知

本会は役員・委員に対して、個人情報の取扱いに関する留意事項について周知するものとする。

第16条 漏えい時等の対応

取扱者は、個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

第 17 条 苦情の処理

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第 18 条 改正

本細則は、運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。但し、その結果の総会に報告しなければならない。

(付 則)

この細則は、令和4年 11 月5日より施行する。